

本俵ノ廻シ俵ノ外輕重ヲ量ル爲メ重秤、輕秤ノ中ヨリ秤廻シヲ爲ス場合ニハ適宜其ノ廻シ俵ヲ定ム
前各項ニヨリ定メタル廻シ俵ノ秤量ヲ檢定シテ受渡米一口ノ石數ヲ定ム

第百一條 廻シ俵ノ米ハ蕙ノ上ニ之ヲ現出シ一斗秤ヲ據置キ本所附屬ノ擔人夫箕ヲ以テ一度ニ其ノ米ヲ秤ニ入レ本所附屬ノ小
揚ヲシテ斗槩ヲ以テ向フヨリ前引トシテ之ヲ量ラシム

第百二條 一斗以上ハ一斗秤、一斗以内ハ一升秤、一升以内ハ一合秤ヲ用フ勺位ハ四捨五入シテ合位ニ止ム

第百三條 樹廻シ濟ミタルトキハ本所所員ヲシテ帳簿ニ登錄セシメ該帳簿ニ依リテ受渡米ノ決算ヲ爲ス

第百四條 樹斗槩、蕙、箕等ハ本所ノ器物ヲ用フ

第百五條 樹廻シ執行ノ場所ニハ本所々員及附屬ノ小揚擔人夫等ノ外一切立入り又ハ接近スルコトヲ許サス

第百六條 第九十八條及第九十九條ノ場合ニ於テ渡方又ハ受方ノ小揚又ハ擔人夫等差支アルトキハ其ノ差支アリタル一方ノ費
用ヲ以テ本所附屬ノ小揚又ハ擔人夫ヲシテ之ヲ爲サシム

第百七條 賣方ハ指定倉庫ノ預證券及質入證券又ハ倉荷證券及第百十條ノ前檢査料ヲ添へ毎月二十日マテニ本所ニ差出シ前檢
査ヲ請フコトヲ得

但シ未定格米(標準米ノ産年ノ翌年産米ヲ除ク)今挽米又ハ變質ノ虞アリト認ムルモノ及五月限ヨリ十月限マテノ受渡米ニ
シテ受渡格付表中第五階級以下ニ該當スルモノ(山形縣米中庄内米ヲ除ク)ニ付テハ本項ノ請求ニ應ゼス

前項ノ請求アルトキハ本所ニ於テ檢査ノ上其ノ品位引石ヲ定ム本所ハ受渡期日ノ前日迄ニ檢査了ノ見込ナキ場合ニ於テハ
前檢査ノ請求ニ應セサルコトアルヘシ

第百八條 前檢査ハ其ノ請求高千石ニ滿チタル上其ノ檢査ニ着手ス

但シ千石ニ滿タスト雖受渡期日ノ前日マテニ之ヲ行フ前檢査ノ請求者二人以上アルトキハ請求ノ順位ニ依リ檢査ヲ執行ス

第百九條 前條ニ依リ前檢査ヲ爲シタルトキハ本所ニ於テ其ノ證券ニ前檢査ノ結果ヲ記入證印スヘシ

前項ニ依リ證印ヲ受ケタル證券ノ米ハ必ス受渡ニ提供スルコトヲ要ス、但シ本所ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ非ス
前檢査ハ檢査當月ニ於ケル其ノ請求者ノ受渡ニ限り有效トス

第百十條 檢査料ハ本檢査並ニ前檢査共ニ百石ニ付金六圓トシ檢査濟ノ米ヲ本所ノ受渡ニ供用シタルトキハ其ノ檢査料ノ半額
ヲ買方ノ負擔トス

第百十一條 渡方受方双方承諾ノ上受渡手續ノ全部又ハ一部ヲ省略シテ受渡ヲ爲サントスルトキハ双方連署シテ其旨ヲ本所ニ
届出ツヘシ

本所ハ其ノ届出ニ付不都合ナシト認メタルトキハ之ニ承諾ヲ與ヘ第百三條ノ規定ヲ準用シテ受渡決算ヲ爲ス此ノ場合ニアリ
テハ檢査料ノ半額ヲ渡方ニ負擔セシム

第百十二條 受渡米檢査ノ執行ハ一般營業時間ニ依ルヘシト雖モ受渡ノ狀況ニ依リテ時間外又ハ休會日ニ涉ルコトアルヘシ

第二 轉賣買戻

既に説明せる如く轉賣買戻に依る相殺の方法は單に清算取引に限り認めらるゝ賣買方法なるを
以て、轉賣買戻は清算取引に限り行はるゝ終了原因なりとす。元來轉賣買戻は清算取引を差金取
引に終らしむる方法にして受渡の如く契約本來の目的を履行するものと異り取引所に對し特に認
められたる制度なり。

轉賣買戻に依りて相殺し賣買を仕切る方法に從來五種の方法行はれたり。指定落、小口落、利益

落、便宜落及最近落之れなり。指定落とは取引員をして賣買の建と落を指定せしめて賣買を仕切るの方法を謂ひ、小口落とは取引所に於て古き賣買より順次之を落す方法を謂ひ、利益落とは取引員の爲めに利益なる建賣買より順次之を落す方法を謂ひ、便宜落とは取引所が便宜に自己の欲する建賣買より落すを謂ひ、最後に最近落とは取引所に於て最も新らしき建賣買より順次廻りて之を仕切る方法を謂ふ。即ち小口落の方法と正反對の順序なりと知るべし。而して其の何れの方法に依るを問はず賣買關係の整理は唯單に取引員と取引所との關係に於てのみ帳簿の整理計算の便宜上之を爲すに過ぎずして、取引員と委託者との關係に於ては當初の委託者が發したる轉賣買戻の注文を遂行するに至る迄は依然として賣買關係を持続するものなり。此故に受渡期日に至る迄當初の委託者が轉賣買戻の注文を發せざる時は取引員は其の期日前に必ず買玉又は賣玉を建て置かざるべからざるなり。

形式上は轉賣買戻に過ぎずと雖も其の内容上普通の轉賣買戻と區別して特に注意すべきものあり。解合及肩代之れなり。

(イ) 解合

取引所市場に於ては或は買占賣崩其他賣買者の思惑に基き相場の変調を來し取引所の相場が現

物相場と甚だしく懸隔し受渡を爲すこと能はざる場合又は受渡を爲し得るとするも結局賣買當事者の不利益に歸する場合あり此の如き場合に於ては双方合議妥協の結果所謂解合値段なるものを定め此直段を以て以前の賣買全部を轉賣買戻に依りて解除することあり。此の轉賣買戻に依る賣買の解除を解合と謂ふ。

(ロ) 肩代り

賣買者は思惑に因る賣買取引を爲し相場が豫期に反して甚しく不利益なる場合に於て他の賣買者が合意の上適當の相場の下に損失を被りたる買玉又は賣玉を引受くることあり。其の引受くる方法は轉賣買戻の方法に依る。此の轉賣買戻の方法に依りて引受くることを稱して取引界に之を肩代りと稱す。

第二款 歐米の制度

歐米の取引所に於ける受渡其他決済の制度に就き其代表的の取引所の事例を述べれば左の如し。

第一 紐育株式取引所

上場證券の中公債社債及端株の外決済所の指定證券即ち賣買取引の般盛なる約八九十種の株券の決済は必ず決済所を経て之を爲し、指定證券以外の證券の決済は直接賣買當事者たる會員間に於て之を爲すものとす。決済所の受渡方法は毎日最終の出來値段又は其に近き値段を受渡標準値段と爲し、チツカーにて賣買總關係者に之を通知し、各當事者の取引は總て此の受渡標準値段に依りて取引せられたるものと看做して之を決済す。而して各當事者の約定値段と受渡標準値段との差額は決済所を通じて決済し、其差額の受方は決済所に對する支拂請求書（決済所取引銀行に對する一種の爲替手形）を又差額の渡方は小切手を振出して孰れも賣買代金の決済を爲すものとす。

其決済の順序に付て之を言へば、當日の賣買終了後各會員は取引所市場内の一部に集合し決済所の指定證券に就て其證券を所有せざる賣方は其證券を借らんと欲し證券不要にして金員の入用なる者は證券を貸さんと欲し茲に兩者の貸借契約を締結す。其の貸借契約を結ぶや貸手は賣と爲し、借手は買と爲し夫々之を決済所に申告す。此の如く眞の賣買と株券貸借の假想賣買とは夫々決済所に於て照合せられ、金銭及證券の出入を各會員別に定め翌朝九時半迄に各會員の店舗に之を通知す。其の結果差額の受方は決済所に對する支拂請求書を、又差額の渡方は小切手を振出し、

其日の市場閉場後四時間以内に決済所に提出するものとす。而して金曜日及土曜日の取引は土曜日の取引として月曜日に之を決済す。

第二 倫敦株式取引所

倫敦株式取引所に於ける證券の定期受渡決済は「コンソル」公債は一箇月勘定にして左の三日間即ち

- 第一日 繰越日 (Contange day)
 - 第二日 附合日 (Making up day)
 - 第三日 勘定日 (Account day)
- を要し、其他の證券は何れも二週間勘定にして、其決済には左の四日間を要す。
- 第一日 鑛業株繰越日 (Mining Contange Day)
 - 第二日 一般株繰越日 (General Contange Day)
 - 第三日 切符交換日 (Ticket Day)
 - 第四日 決済日 (Account Day)

(一) 繰越日

繰越は我國に於て曾て行はれたるチキ取引の預合勘定と酷似せる方法にして、繰越日と謂ふは受渡日に至り受渡を欲せざる賣方若くは買方が其取引を次期の受渡日まで繰越を爲す日なり。其の繰越を爲すの方法は繰越日に於て一旦轉賣買戻を爲し更に次期の新規賣買を約するものにして其轉賣買戻は必ずしも當初の相手方に限らず何人に對して行ふも自由なれども、轉賣買戻の相手方と次期の新規賣買の相手方とは必ず同一人たることを要す。

買方の繰越を Give on と謂ひ、賣方の繰越を Take in と稱す。而して繰越は凡て一定の建値 (Making-up Price) 即ち取引所々員が午前十一時半より行はれたる實際の賣買値段を調査して正午に之を定め取引所に於て公表したる標準値段を標準として繰越を爲すものなれども、取引の極めて尠き證券に在りては賣買當事者の相對を以て此標準値段を定む。賣買當事者は右の標準値段に基き其取引を次期の受渡日に繰越したるときは此繰越に對し買方は相當の日歩を賣方に支拂ふものとす。元來 Contango とは一受渡日より次期受渡日迄の期間證券に對する定期貸の利率を意味す。換言すれば其期間證券を貸借するに對して支拂ふ利子に相當するものなるが故に繰越の結果一期間代金の支拂を延期せられたる買方が繰越取引の賣方に對し右の繰越日歩を支拂ふを通例とすれども、若し其引渡すべき證券が市場に缺乏して容易に得べからざるが如き特別の場合に在り

ては賣方より買方に却て繰越日歩を支拂はざるべからざることあり。之を逆日歩と謂ふ。

繰越日歩の高低如何は主として當該證券に對する需要供給の多寡と金融市場の狀況とに左右せらるゝものにして、市場に於ける當該證券の供給が其需要に超過し若くは金融逼迫して市場資金不足するときは自ら歩合は高からざるを得ず。然れども若し其歩合が銀行利子より高歩なるときは取引當事者は繰越を爲さず銀行より資金を借受けて受渡を了し、其受取りたる證券を借入金金の擔保に供するを以て利益とすべし。

(一) 切符交換日

切符交換日とは賣方と買方とを直接に結び付くる爲にする手續の日、詳言すれば各會員が各種證券に付爲したる取引を切符の交換によりて直接に結合すべき手續を爲す日なり。即ち實際現物の所持する甲客が Broker を通じて Jobber に賣り Jobber が更に他の Broker を通じて乙客に賣りたる場合、一々其手を通じて受渡するの煩を避くる爲め先づ乙客の買約したる株數金額を記入せる一定の切符を發行して順次各當事者の間に廻付し、各自其裏面に時間、金額及氏名を記載して取引の徑路を明かにし、以て最初の賣方と最後の買方とを直接に結合するに便ならしむ。

(三) 決済日

決済日とは最後の受渡を決行する日にして、此日午前十時より午後二時半（土曜日は正午十二時）迄の間の證券の受渡並に代金の受授に依り賣買當事者間の取引關係を全部決済す。

證券の受渡は最初の賣方より最後の買方に對して之を爲し、代金の支拂は多く小切手を以てす。倫敦にては紐育の如く小切手の支拂保證なるものなく、各仲買人は一旦證券の引渡を爲し後刻更に店員を派して支拂代金たる小切手を受取らしむるを常とす。又其仲買人が其取引銀行に有する預金残高にして支拂の爲めに呈示せられたる小切手全部を支拂ふに不充分なるときは其小切手は一として支拂はるることなし。

第三 巴里株式取引所

取引を決済するに三種の方法あり。其一は實際の受渡にして賣方は證券を交付し買方は其の代金を支拂ふ。其二は轉賣、買戻に依り相殺を爲し、其の損益を授受して結了す。其三は取引の決済を次期受渡期限まで延期する方法にして所謂繰越なり。

受渡決済中直取引の受渡は證券の受渡は取引の翌日、代金の引渡は無記名證券に在りては證券受渡日又記名證券に在りては證券移轉手續完了の翌日と定めらる。若し取引後第二十回目の立會（無記名證券に在りては第十五回目の立會）を終了するも尙決済されざるときは當事者は仲買人

に對し催告を發し亦理事局に對し違約處分の請求を爲すことを得、買方が證券引渡後二日以内に代金を支拂はざるときは賣方は同様の手續を執ることを得べし。而して定期取引受渡決済には凡て四日間を費す。

但し其期間中と雖も立會を休止することなし。即ち第一日は繰越及決算を爲し、第二日、第三日は相互突合ひをなし、決算表（證券賣買表、金圓貸借表、總一覽表等）を作成して取引所證券交換部に提出し、又委託者より證券若くは代金を請求する等のことを了し、第四日目に於て證券交換部を経て受渡を了す。凡て受渡決済は受渡標準値段に依り、此値段は第一日午後二時迄に理事局に於て之を定む。證券交換部に於ては各仲買人より提出せる前記決算表に依り左の四表を調製す。

- (1) 引渡すべき證券及賣方氏名
- (2) 引取るべき證券及買方氏名
- (3) 支拂ふべき金額及借方氏名
- (4) 受取るべき金額及貸方氏名

右の内(1)及(2)は取引所に存して仲買人に對する證券の受授を整理するの用に供すれども、(3)及

(4)は各仲買人が何れも佛蘭西銀行に當座勘定を開き、同行に於て收支の計算をなすことを要することとなり居るが故に之を佛蘭西銀行に送致す。

賣方は引渡すべき證券に目錄を添へ、各賣買單位の證券を緘封して交換部に差出し、買方は代金を午前中に佛蘭西銀行に拂込む。而して交換部は銀行より代金拂込済の通知を得て證券を買方に引渡し又銀行は交換部より證券提出済の通知に依り賣方に代金を交付す。但し單に差金勘定に止まる者は銀行に於て之が收支をなすに止る。

第四 伯林取引所

定期取引に於ける受渡決済は凡て一定の受渡標準値段に依りて行はる。賣買當事者一方が受渡期日に至り其取引を次期の受渡日まで延期せんとするときは繰越取引(Prolongation von Effekten)と稱せられ、一旦轉賣又は買戻を爲して其取引を結了したる上更に其の轉賣又は買戻の相手方の間に次期受渡期日に履行すべき賣買契約を締結すること倫敦又は巴里株式取引所に於て行はるる所と相同じ。

伯林取引所決済部は一八六九年以來有價證券の交換、受渡並に代金の授受を凡て *Bank des Berliner Kassen Verein* に委ね、同銀行は決済部會員の代理人として此の業務を營み來れり。即ち

「カッセン、フェライン」は定期取引市場証券中主要なるものに付隨時各會員の爲めに銀行の帳簿上證券預入勘定なるものを開き、證券自體は所有者の如何に拘はらず凡て證券の種類に従ひ分類整理して銀行の庫中に保管するものなるが「カッセン、フェライン」は又金融業者の代理人ともなるものにして、仲買人と金融業者との間に資金融通の契約成立するときは、前記保管証券中より指定の證券を分離して別封とし債務の辨済あるまで金融業者に對する擔保品として之を保管す。決済部會員の數は約六百名なるが、各會員は「カッセン、フェライン」を通じて決済せらるゝ取引額に應じ、隨時定めらるゝ一定の金額を「カッセン、フェライン」に預入することを要す。「カッセン、フェライン」は是等預金の利子及毎年各會員より徴求する若干の手数料を以て其の収益とす。

「カッセン、フェライン」に於て保管せらるゝ證券は現金同様一店より他店へ振替授受せらるゝものにして、定期取引に於て證券を引渡すべき賣方は證券現物の代りに保管証券に對する拂出票を「カッセン、フェライン」に交付すると同時に證券賣却代金に相當する金額を自己の證券勘定口座に貸記せられ、又證券の引渡を受くべき買方は證券現物を受取ることなく自己の證券口座に貸記せらるゝと同時に現物勘定に借記せらるゝこととなり、斯くして其間に證券乃至現金を實際

に授受するの勞費を節約し得べき施設あり。

直取引に於ける受渡決済に付ては「カッセン、フェライン」は午前八時十五分より各會員の送付し來る證券の受付を開始し同四十五分に之を締切る。其後の分は銀行に於て之が受付を爲さざる故會員間に直接受渡を行はざるべからず。受渡を爲すべき各種證券は其の種類に關係なく各人別に一括して封緘せられ、其の包装には受取人の氏名竝に其の支拂ふべき代金を記載す。然れども場合に依りては各會員の間に直接證券の受渡を行ふにより證券は無くして單に受取るべき金額のみ有する場合あり。依て別に會員の爲めに取立を爲すべき金額を列記したる貸勘定表を添付す。而して「カッセン、フェライン」は各會員より送付し來れる證券を受取人別に積上げ整理し、計算器械を以て各包装毎に記載せられたる計數に基き借勘定表を作製し、其の謄本は證券に添付し會員の貸借勘定差額を記載せる通帳と共に午前九時十五分乃至同三十分の間に於て證券の受方に之を交付し、正午十二時までに之れが入金をなさしむるものとす。

第七節 違約處分

取引所は賣買取引の敏活を期するが爲めに、取引上の清算に關する規定に違反したる取引員に

對し之を違約處分に付し計算上の整理を爲すと同時に秩序罰を課せり。違約處分に廣狹の二義あり。廣義に於ける違約處分は受渡違約及中間違約を包含し、狹義に於ける違約處分は唯單に受渡違約のみを指稱す。茲に説明せんとする違約處分は廣義なりとす。

(一) 受渡違約

受渡違約とは受渡當日に於て受渡を履行せざる場合を指稱し、賣方が受渡物件を提供せざるか又は買方が受渡代金を提供せざる場合に外ならざるなり。受渡違約は之れを分ちて二とす、賣方違約の場合及買方違約の場合之れなり。

受渡違約の場合に於て其の相手方に對し損害を賠償するに付完全賠償の主義と差額賠償の主義との二あり、株式取引所に於ては出來得るだけ完全賠償の主義を採り、商品取引所に在りては差額賠償の主義を採れり。之れ全く其の取引物件の性質上の差異及賠償の規定を設くるに至りし沿革より來りしものなり。

(イ) 賣方が違約したる場合

賣方違約の場合に於ては

(1) 東京株式取引所に在りては取引所が違約當日より五日以内に違約者に代りて約定證券の全

部又は一部を提供するか（取引所の株式の受渡に付ては第三者をして履行せしむ）又は九人の評價人を選定し取引所の賠償すべき金額を決定する爲め標準値段を作成して之を受渡標準値段に對照して買方に差益金あるときは之を支拂ひ差損金あるときは之を徴收す。

(2) 東京米穀商品取引所に在りては受渡値段を標準として買方の一定値段を對照し其の一定値段受渡値段より低きときは其の差額は損害金として買方に交付し買方の差出したる代金は之を返付す。若し買方の一定値段受渡値段と同額又は之より高きときは買方に其の差出したる代金を返付し尙ほ損害賠償金として受渡値段の百分の十に相當する金額を交付す。

(ロ) 買方が違約したる場合

買方違約の場合に於ては

(1) 東京株式取引所に在りては違約當日より三日以内に取引所が違約者に代りて代金の支拂を爲して有價證券を引受け違約者の計算に於て其の有價證券を第三者に譲渡す。

(2) 東京米穀商品取引所に在りては受渡値段を標準として賣方の一定値段を對照し其の一定値段受渡値段より高きときは其の差額は損害金として賣方に交付し賣方の差出したる預證券及質入證券又は倉庫證券は之を返付す。若し賣方の一定値段受渡値段と同額又は之れより低きとき

は賣方に其の差出したる預證券及質入證券又は倉庫證券を返付し尙ほ損害賠償として受渡値段の百分の十二に相當する金額を交付す。

(二) 中間違約

中間違約とは受渡期日迄に取引員が賣買證據金、賣買差損金其の他の計算差金、賣買手数料若は取引税等を納入せざる場合を謂ふ。中間違約の場合に於ては先づ其の違約したる取引員の賣買を停止し違約の日より一定期間内に取引所が他の取引員を選定して違約人の總賣買數量を轉賣買戻せしめ又は其の總賣買數量を入札に付して引受人を定め損益決算を爲すものとす。

第三編 取引所の官能及政策論

第一章 總 說

取引所は經濟上必要な機關なりや否やの問題は夙に經濟學者の論究に係り、現今に於ても尙ほ且つ大に論争せらるゝ問題たるのみならず、法律學者、商業學者、政治家、實業家其の他苟くも取引所に關係を有する者の盛に論議したる宿題なりとす。之を法制の上に徴するに、相場の變動甚しき場合に於ては有價證券たる商品たるを問はず其の罪を取引所又は投機取引に歸し、之を廢滅若くは抑壓せんとしたるの事例極めて少しとせざるなり。今其の著しきものを按ずるに

(1)英國に於ては第一に彼の有名なる一千七百三十三年のサー、ジョン、バルナード條例 (Sir John Barnard's Act) を推せざるを得ず。該條例が英國議會に提出せらるゝ以前の狀況を観るに第十八世紀の初期に於て設立せられたる南洋會社及東印度會社の株式の賣買極めて旺盛にして爲めに株式市場の活躍を呈せり。此の市場の活況に誘發せられて無數の泡沫會社設立せられ株式の投機的賣買を極點に迄熱狂せしめたり。然るに幾何もなくして南洋會社の破綻を來すや其の株券

の相場甚だしく下落し之が爲め數千人の破産者を生じ取引界に一大恐慌を惹起せり。此の如き狀況の下に制定せられたるサン、ジョン、バルナード條例は、勢ひ投機取引及取引所に對し極端なる抑壓的立法たるべきこと固より當然にして、其の法案の骨子とする處は、株券及び國債の差金取引及特權附取引を嚴禁し、並に賭事及賭博の性質を有する契約の締結をも嚴禁し、總ての賣買契約は必ず現實に履行を爲すべきことを命じ、之に反する者に對しては刑罰を科することを得ると同時に、亦本條例に依り取戻の訴訟を提起し得べきものと爲せり。然れども本條例は遂に其の目的を達すること能はず、一千八百六十年に至りて廢止せられたり。

(2)一千七百九十三年佛國に於ては革命の爲め著しく紙幣の暴落を來したり。當時の政府は之を以て取引所に於ける投機取引の罪なりと爲し取引所に對し其の閉鎖を命じ、仲買人を捕縛し、其財産を沒收したり。尋で又投機取引禁止の布告を發し、數年間取引所の存在を見ざるにありたり。

(3)米國に於て有名なる一千八百六十四年の金貨投機條例 (The Gold Speculation Act) なるものあり。當時南北戰爭の餘波を受けて流通紙幣の發行過大なりしが爲め紙幣の價格著しく下落し之と反比例に金貨は暴騰し殆んど二倍以上の騰貴を示すに至れり。政府は此の如き金紙の開きを見るに至り

たるは全く投機取引の罪なりと速断し歴史上失敗の記念物として有名なる右の條例を發布したり。其の要旨は、金貨金塊の賣買取引にして其取引日以後に引渡すべきもの及金貨金塊を現に所せざる者の爲したる賣約定を嚴禁し之を犯す者に對しては刑罰を科し又如何なる取引にても、金貨及金塊の取引にして其の當事者の營業所以外に於て締結せられたるものは凡て之を無効せり。然るに本條例發布の結果は意外にも却て金塊相場の大暴騰を來し、發布後約二週間の後金貨白に對し紙幣三百の割合と爲りしが爲め該條例は僅に二週間の實施に過ぎずして廢止せられたり。

(4) 獨逸に於て有名なるは彼の一千八百九十七年一月一日より實行せられたる獨逸取引所法中投機取引を節制せんが爲めに規定せられたる(イ)穀物及穀粉の定期取引の禁止、(ロ)鑛業及工業株の定期取引の禁止、(ハ)所謂強制登録の制度即ち取引所に於て定期取引を爲さんとする者は總て取引所登記簿に登録を爲すことを要し、其の登録を爲したる者の間に締結せられたる賣買取引のみ之を有効とすることの如きは全然失敗に歸したる立法にして一千九百八年遂に之が改正を爲さざるを得ざるに至れり。

(5) 最後に我國の事例中其の最も著しきものを擧ぐれば二あり。

一は明治十三年の金銀貨賣買取引の禁止に關する布告之れなり。該布告は恰かも米國に於ける

金貨投機條例發布當時と其の事情を同うし、西南戦争の餘殃を受け不換紙幣の濫發の爲め、紙幣の價格は下落し、硬貨の價格は益々騰貴し紙幣一圓に對し硬貨一圓五十錢の開きを生じたり。此の如く金銀貨の相場の動搖甚しきが爲め其の投機取引極めて旺盛なりき。政府は硬貨暴騰の罪は一に取引所に於ける投機取引に在りと爲し、断然之を禁止したり。然れども其の結果は騰貴に次ぐに騰貴を以てし、兌換制度の確立に依りて始めて金紙の開きを防止するに至れり。

二は明治三十五年、六月の發布に係る勅令第一五八號之れなり。其の改正の主要事項左の如し。

(イ) 株式會社組織の取引所の資本金は從來三萬圓以上なりしを十萬圓以上と改め尙ほ其の資本の半額以上にして且つ少くとも十萬圓以上の拂込を終りたる後に非ざれば業務を行ふことを得ざることゝ爲せり。

(ロ) 株式會社組織の取引所は其の株主に配當すべき利益が年一割以上なるときは一割に當る金額を控除したる殘額の二分の一を賠償責任準備金として積立つべきこと

(ハ) 定期取引の限月は從來三ヶ月以内なりしを有價證券の限月を二ヶ月に短縮したること

(ニ) 仲買人の免許料を從來十圓なりしを百圓に改めたること

此立法も亦突然取引界に多大の打撃を與へたるの故を以て遂に有價證券の限月短縮は復舊せられ賠償準備積立金の規定は削除せらるゝに至りたり。

思ふに取引所は商業上及經濟上必須の機關にして歐米に在りては夙に古代の羅馬に於ける手形の賣買取引に其の萌芽を發し、我國に在りては封建時代に於ける諸藩の貢米拂下賣買に濫觴す。爾來幾多の變遷を経て以て今日の如く發達し來りたるものなり（第一編第三章取引所の沿革參照）。換言すれば取引所は經濟上の必要に驅られて發生し經濟上の發達に伴うて發達し來りたるものにして人爲的の作製物に非ざるなり。取引所は經濟上の自然的發生物なり、之を廢滅若くは抑壓せんとするは根本に於て經濟の自然的發達を阻害するものにして、假令或る一時代に於て廢滅若くは抑壓の効果を奏したりとするも必ずや又形體を異にする取引所の機關を發生するに至らん。現に取引所の廢滅若くは抑壓を目的とする各國の立法例が如上説明するが如く未だ嘗て事實上其の効果を奏したるもの之れ無きは豈偶然ならずとせんや。然りと雖も取引所は他の半面に於て極めて弊害を醸成すべき經濟的機關なるが故に此の方面より觀察して取引所の必要を疑ひ之が廢止撲滅を唱導する學者政治家等之れなきに非ず。以下章を改めて其の存在の價值、經濟的官能及弊害等に付き詳述する處あらんとす。

第二章 取引所存在の價值

取引所存在の價值に關し三様の論あり。

第一 取引所廢止論

「取引所は公許の賭博場にして之れあるが爲め勤儉貯蓄の美德を害し射利奢侈の惡風を増長せしむ、實に取引所は百害ありて一利なし」とは取引所廢止論者の異口同音に罵倒する處の口吻なり。此の如き所論は歐米諸國に於ても尙ほ且つ學者、經濟家又は取引所に關係を有する者にして之を唱道するもの之れなきに非ずと雖も、我國に於ては殊に有力なる學者及經濟家のみならず社會上の有識者にして取引所の存在の價值を疑ひ其の廢止を絶叫する者尠なからざるなり。然りと雖も其の所説を詳細に觀察し其の論據を探究するときは結局左の二點に歸着すべし。

- (1) 取引所に於ける賣買取引は一の賭博行爲なるが故に取引所は賭博場に外ならざること
 - (2) 取引所の存在は國民をして奢侈射利の惡風に導き延て勤儉貯蓄の美風を驅逐すること
- (一) 取引所は果して公許の賭博場たるか

取引所市場に於ける賣買取引中其の多數を占むるものが清算取引即投機取引なることは其經濟

的作用に照して然らざるを得ざる事柄なるのみならず、我國に於ける多數の取引所の現状に於ても亦其の然るを見る。然り而して清算取引の十中の八九は現物の受渡を以て結了するに非ず、轉賣買戻に依りて相殺せられ、賣買當時の直段と受渡當時の直段との差額を計算し其の差金の授受に依りて取引關係を終了するを以て常例と爲す。廢止論者は此の如き賣買取引を皮相的に觀察して空賣買なりと斷定し、空賣買は賭博行爲の一種に外ならざるが故に取引所は即ち賭博場なりと思料するに至れり。然りと雖も取引所に於ける賣買取引は賣買の當初より差金取引をのみ目的とするものに非ず。賣買の當初に於ては現實に受渡を爲すべき意思を有したる者が後日相場の變動金融の關係其他經濟上の事情の如何に依りて現物の受渡を爲さずして單に差金の授受に依り其の取引を結了することあり、或は又之れと反對に賣買の當初に於ては差金の授受に依り其の取引を結了せんとする意思を有したる者が後日現物の受渡を爲すことも之あるべし。相場社會の術語を借りて之を云はゞ、實が虚を生じ虚が實を生ずることは取引所に於ける賣買取引の常態にして、取引所市場の妙味は實に茲に存すと云ふ。果して然らば唯單に結果のみに着眼して差金の授受により其の取引を結了する賣買は常に之を空賣買なりと斷定することを得ざるべし。抑々空賣買と否らざる賣買との區別は賣買當事者の意思如何に存するものにして、客觀的に之を定むる

ことを得ざるものとす。即ち賣買當事者の双方が賣買の當初より現物履行を爲すの意思を存せず、單に相場の變動に因りて差金を受授せんと欲する目的を以て賣買を締結し、而かも必ず差金の授受によりて賣買を結了するものは之れ即ち空賣買にして、否らざるものは空賣買に非ざるなり。獨逸民法第七百六十四條に於て「約定直段と受渡期日に於ける取引所相場又は市場相場との差額を損失者より利得者に支拂ふべき目的を以て商品又は有價證券の受渡を目的とする契約を締結するときは其契約は之を賭博と看做す。當事者の一方が差額を支拂ふことを目的とする場合に於て他の一方の當事者が其目的を知り若くは知り得べきとき亦同じ」と規定せるは大體に於て吾人の所説と其の趣旨を同うするものと謂ふことを得べし。尙ほ詳言せんに取引所に於ける賣買取引は受渡に關する當事者の意思を標準として之を左の四種の賣買取引に分類することを得。

(イ)賣買の當初より當事者が現物履行の意思を有し而かも現物履行に依りて賣買取引を結了するもの(實が實を生ず)

(ロ)賣買の當初は當事者が現物履行の意思を有せしも後日差金の受渡に依りて賣買取引を結了するもの(實が虚を生ず)

(ハ)賣買の當初は當事者が差金の受渡に依りて賣買取引を結了せんとするの意思を有せしも後

日現物の履行によりて賣買取引を結了するもの(虚が實を生ず)

(二)賣買の當初より當事者が差金の受渡に依りて賣買取引を結了せんとするの意思を有し而かも必ず差金の授受に依りて賣買取引を結了するもの(虚が虚を生ず)

以上説明したる四種の賣買取引中(イ)に掲げたる賣買取引は實物取引(イ)乃至(ハ)に掲げたる賣買取引は清算取引にして(ニ)に掲げたる賣買取引中假令當事者の一方が當初より差金決済に依りてのみ取引を結了せんとする意思を有するも當事者の他の一方が其の意思を有せざる場合は結局(ロ)若は(ハ)に掲げたる投機取引に歸着するなるべし。依て當事者の双方が當初より差金決済を爲すの意思を有し而も必ず差金の授受に依りてのみ取引を結了するものこれ即ち空賣買なり。従て廢止論者の如く取引所に於ける賣買取引を全然空賣買なりと斷定するは暴斷の譏を免れざると共に、又取引所に於ける賣買取引に空賣買之れなしと云ふも亦取引所を擁護するの曲論なり。從來取引所市場に於て空賣買の行はれ易きこと否多少行はれ居ることは何れの國の取引所に於ても免るることを得ざる現象にして、實に取引所に於ける弊害の根源なりとす。然りと雖も唯單に此弊害の方面のみより取引所を觀察して以て有害無益の機關と爲すは取引所の經濟的作用を無視し取引所其れ自體と取引所の弊害とを混同するの謬論なりと云はざるを得ず。極端に之を云へば社

會上の制度として弊害の伴はざるものは蓋し之れなからん。取引所と雖も又其の例外たらざるなり。要は唯取引所の弊害を芟除して以て其經濟的官能を充分に發揮せしむるに在り。若し不幸にして取引所市場に右述ぶるが如き空賣買のみ行はれ(イ)乃至(ハ)に掲ぐるが如き賣買取引行はれざらんか、是れ即當該の取引所は賭博場に外ならずして、此の如き取引所は吾人と雖も其存在の必要を認めざるなり。

尙一言注意すべきは投機と賭博との差異之れなり。投機とは畢竟するに差額を利することを目的とする行爲にして、商業上の行爲は多くは此觀念に該當し、現に商法第二百六十三條第二號の認むる行爲なり。之れに反して賭博とは偶然の事故に因りて金錢の授受を目的とする行爲を謂ひ、原則上法律の禁止する行爲なり。取引所に於ける賣買取引が差金の授受に依りて取引を完了するもの極めて多數を占むるの事實は變動なる偶然の事實に因りて金錢を授受するの行爲に該當し賭博なるかを疑はしむるものあり。然りと雖も前に述べたる(イ)乃至(ハ)に掲げたる行爲及(ニ)に掲げたる一部の行爲は當事者間に於て差金授受の目的に出でたるものに非らざるが故に賭博行爲に非らざるや明かなり。唯、單に右述べたる所謂空賣買は事實上賭博行爲たるか若くは賭博行爲に準すべきものなるが故に賭博行爲に屬せしむるものなること獨逸民法の明文の如し。要之、取

引所に於ける賣買取引は投機取引其多數を占むると雖も必ずしも賭博を以て之を律することを得ざるなり。

(二) 取引所の存在は射利奢侈の惡風に導き勤儉貯蓄の美風を驅逐するか

所謂相場師取引員其他取引所に入出する者が比較的奢侈を極め豪遊を試み勤儉貯蓄の觀念の乏しきことは吾人と雖も之を認む。朝に富を得て夕に之を失ふ。相場師より甚しきものはなし。外國の有名なる流行歌に「月曜日にはドン／＼株を買ひ、火曜日には百萬長者、水曜日には宏壯なる邸宅を構へ、木曜日には馬車を驅り、金曜日には芝居見物、土曜日には貧民收容所に來た」と云ふが如き意味の歌あり。相場師の浮沈を穿ち得て妙なりと謂ふ可し。然りと雖も此の如き現象は取引所機關取引所制度の必然の作用に非ずして浮沈の甚だしき業務の下に於ては兎も馴致され易き弊風なりとす。取引所制度を風教上の見地より觀察して此弊風に付き相當に之を矯正するの必要ありと雖も、此弊風の爲めに取引所自體の作用を没却することを得ざるなり。

第二 已むを得ざる機關として取引所の存在を認むる論

本論の骨子とする處は「取引所は積極的に經濟上又は商業上必要なる機關なりと迄は之を認めざれども消極的に人性の弱點たる射利心を満足せしむる爲め社會上存在せざるを得ざる機關な

り」と謂ふに在り。惟ふに相場の変動は現今の經濟組織の下に於て免るることを得ざる經濟現象にして、其の變動騰落に對し乾坤一擲奇利を博せんとするは利益欲を有する人性の發現として到底之を防止し得べきものに非ず、假令之を防止したりとするも唯更に表面上防止したるが如き觀を呈するに止まり、必ずや何等かの形に於て陰密に其の發現を満足すべき機關を發生すべし。此の如きは百害ありて一利なし、寧ろ明に之を認許し國權を以て其の弊害を取締るを以て社會風教上最も適切なりと唱道するは蓋し此論者の口吻なりとす。此論は從來我國の識者間に最も多く唱道せらるる處にして、其の根本に於ては取引所の經濟的作用を認めざるなり。

第三 取引所有用論

本論の骨子とする處は「投機取引は現今の如き發達したる經濟組織の下に於ては經濟上又は商業上特殊の官能を有し取引所は銀行、保險會社等と並びて必要缺くべからざる經濟機關なり」と謂ふに在り。投機取引又は取引所の效用に關する歐米諸國に於ける學者の説は暫く之を措き、取引所が國家の爲めに貢獻したる著しき事例は普佛戰爭後に於ける巴里の株式取引所なりとす。同取引所が敗戦後の佛國を回復すべき機關として佛國の爲め絶大の功績を擧げたることはアナトール、ルローア、ポーリユーの有名なる論文に依りて明かなり。而して投機取引及取引所の弊害に關

し世論の批難高潮に達したる際其の調査、節制及取締の必要上設けられたる世界的有名なる調査會三あり。一千八百七十七年英國に於て任命せられたる王室委員會 Royal Commission 一千八百九十二年獨逸帝國に於て設けられたる取引所調査委員會 Die Börsen-Enquete Kommission 及び一千九百九年米國紐育州に於いて任命せられたるヒュース委員会 (Hughes Commission) 之れなり。此等の調査會共に取引所に於ける賣買取引は幾多の弊害を随伴することなきに非ずと雖も、大體に於て取引所制度より生ずる利益の極めて重要なことを認め取引所制度に對する改革若は變更は大に注意を加へ現在の取引上の慣習に付ては充分に尊重すべきことを承認せり。次ぎに投機取引又は取引所が經濟上果して如何なる官能を有するかに付ては更に章を改めて論述せん。

第三章 取引所の經濟的官能

取引所の主要なる經濟的官能を説明すれば左の如し。

第一 取引所は價格の激變を防止する作用を有す

取引所市場に於ては取引員又は會員及其代理人即ち經濟市場に精通したる者が現在及將來の需

要供給を推測し電信、電話其他あらゆる文明的の利器を利用し各種の手段を以て物價變動の原因と爲るべき材料を調査探知し競賣買の方法に依りて相場を決定するが故に其の相場は經濟市場に最も適應したる相場なるのみならず、其の時、其の場所に於ては最も公正至當なる相場なりと云はざるべからず。然れども相場に影響を及ぼすべき經濟上の事情及社會上の出來事は刻々に變動し又刻々に出現すべきものなるを以て、取引所に於ける相場の足取も亦時々刻々に推移し、極めて例外の場合を除くの外常に靜止せざる傾向を有す。而も其の足取は輕微に且徐々に變動するを以て例と爲し急激なる變動を來さざるを本則とす。元來相場の激變は經濟上の諸機關の運轉を止め經濟上の恐慌を誘致し以て國民經濟を根柢より動搖せしむる經濟上最も嫌忌すべき現象なりとす。取引所にして最も完全に其經濟的作用を發揮し其の天職を全うするに於ては以上の如く相場の激變を防止するの作用を有するものなり。此の作用は公定相場を作製する作用と相待て取引所の經濟的作用中偉大なる効果を有する作用の一に屬す。今相場の激變を防止する取引所の作用に付き米穀を以て之が例證を示さん。全國の米作にして若し氣候の不順、天災の偶發、虫害の發生其の他の事故に依り凶作の見込立たば取引所に於ける清算取引の先物は漸次騰貴の相場を示し、之に反して若し豊作の見込立たば清算取引の先物は漸次下落の兆候を示すに至るべし。此の如く時

々刻々に米穀の相場を反映すべき取引所なる經濟機關徴せば、豐作の場合に於て市場に多量なる米穀の集中するに至りて始めて相場俄かに著しく下落し凶作の場合に於て米穀の供給なきに至りて始めて相場は非常に騰貴し相場の激變を來し爲めに經濟上の變調を來すべきや勿論なるべし。而して又相場は場所の關係及時の關係に於て高低あるを免れず。其の高低の差が採算以上に開きあるときは其の差額を利得せんとする投機取引即ち裁定取引(Arbitrage)行はれ、之れが爲めに需給を調節して相場の均衡を維持し以て其の激變を來さざることを得。今例を以て之を示さん、大阪に於ける堂島米穀取引所の米價が東京米穀商品取引所の米價に比し運賃諸掛以上に高きときは東京に於ける米穀商其の他の投機業者は堂島米穀取引所に向つて賣り進み、爲めに市場は漸次下落し採算し得べき價格に至りて止まるべし。又現物に比し先物の證券が金利以上に高きときは現物を買ふて先物に賣り進むべし。此の場合に於ては先物の相場は漸次下落して現物の相場と其均衡を保つに至るべし。要之、投機取引所の存立に依りて物價の變動は靜止せざる傾向を有するも之れなくんば相場の動搖波瀾は極めて激甚なるの道理なり。エメルリー (Emery) 氏は此の對照を波浪に譬へ「晴天の時に於ける漣と暴風の時に於ける怒濤」に之を比較せり The contrast between the two systems has likened to the difference between the countless waves of the sea

In fair weather and its billows in a storm. 蓋し至言と謂ふべし。

第二 有價證券取引所は資本放下の指針と爲り商品取引所は生産上の指針と爲るの作用を有す。有價證券に於ける相場の決定は何れの有價證券が最も利廻り多きか又は何れの有價證券が最も確實なりや等を直接又は間接に表示するが故に資本家は最も有利なる事業に資本を放下し又或種の有價證券を賣却して利廻り多き有價證券を買付くることを得べし。又商品取引所に於ける相場の決定は相場の如何に依り生産者をして將來の生産量に付き之を警戒し若くは大に増加せしむる效用あり。

第三 取引所に於ける相場の決定は金融上極めて必要なり

取引所に於ける相場は商品たる有價證券たることを問はず最も經濟市場に適應する相場なるを以て、銀行其他金融機關に於ては特種の有價證券又は商品に對し取引所の相場を標準として金融の融通を爲すものとす。若し取引所の如き有價證券其他の物件の相場を公定する經濟的機關之れなくんば標準相場なるものなく金融上甚だ不便なること識者を待たずして知るべきのみ。

第四 商品取引所は企業家を保險するの作用を有す

火災には火災保險あり、生命には生命保險あり、其他偶發の事由に因りて發生する損害に對

しては苟くも保険の制度あり。商工業に對しても亦保険の制度なくんばあるべからず。元來商工業上の損害とは畢竟するに其取扱に係る物件に付將來發生することあるべき相場の下落に因る損害なり。此商工業上の危険此商工業上の損害を保險する制度は實に取引所なりとす。即ち企業家は取引所の清算取引を利用して其の仕入れたる貨物の價格が將來著しく下落したる場合に於て生ずる損耗を免れ又は輕減することを得。一例を擧げて取引所の保險作用を説明すれば左の如し。

東京の酒造家が肥後米千石を熊本にて買求め東京に廻送する場合に於て其の米が東京に到達したる際米價が非常に下落することあらんか酒造家は尠からざる損耗を招くに至るべし。依て右の酒造家が熊本に於て米千石を買入ると同時に東京米穀商品取引所に於て同じく到達し得べき期月の定期にて賣り置かば、假令後日米穀が東京に到着したる場合に於て米價が非常に下落することありとするも其千石の米穀を引渡し以て其の價格下落の損失を免るることを得べし。若し又現米必要にして之を引渡すことを欲せざる時は取引所に於て先きに定期にて賣り置きたる米千石を安く買戻して利益を得以て米千石の販賣上の損失を減少せしむることを得べし。此の如き企業家が取引所の清算取引を利用して保險の目的の爲めに爲す取引の賣買取引を繋ぎ取引と稱す。此の繋ぎ取引に依る取引所の保險作用は殊に國際貿易を進捗するに偉大なる効果を與ふるものにして

取引所の經濟的作用中蓋し重要なものに屬す。

經濟上の損害に關する危険負擔の沿革を按ずるに、經濟發達の初期所謂農耕時代に於ては其の經濟上の損害に關する危険の負擔は一に生産者に存したりと云ふも不可なかるべし。即ち所謂農耕時代に於ては米穀其他の農産物を生産するも尙未だ之を分配する經濟的制度樹立せざるが故に單に生産上の危険のみ存し分配上に伴ふ危険なし。加之、其の豊凶は専ら天候の支配する處に係り一旦豊作ならんか相場の下落に基く經濟的危険は一に生産者の負擔に歸するのみ。次に職業的分業行はれ生産と消費とを接觸せしめ交易の媒介を目的とする商業の必要起るに至るや茲に所謂商人なるものを生ぜり。此の如き時代に於ては經濟上の危険は生産者及商人兩者の負擔と爲り生産上の危険は生産者に於て交易上の危険は商人に於て之を負擔するに至れり。次に商業の範圍擴大するに至るや卸賣商なるもの發生し、各地より多額の商品を買集め需要に應じて各地に之を賣捌くに至る。元來卸賣商は相場變動の見地より之を見れば一種の調節機關なりと認むることを得。即ち卸賣商なくんば必ずや生産と消費との不均衡を來し相場の動搖を招くべしと雖も、卸賣商が自己の資力に依り營業上巧に各地の需給を適合せしめ以て相場の調節を爲す謂はば卸賣商は物資の需給上のタンクと爲るなり。然りと雖も其の半面に於ては相場變動の危険は實に卸賣商の

負擔に歸せざるを得ざるなり。我國維新前後交通機關の未だ完備せざる時代に於て米價變動の渺なかりしは一面に於ては確かに米穀の卸賣商人の作用に基きしものと認むることを得。即ち當時の卸賣商人は相當の資力を有し又相當の貯蓄機關を有せしが故に各地より米穀を買集め其需要を見計ひて各消費地に過不及なく之を供給し相場の変動なく上手に之を處分せしことは蔽ふべからざる事實なり。近時交通機關發達し比較的薄資の仲買人が卸賣商の手を経ずして直接に消費地に向つて隨時少量の米穀を積出し、相場下落の處あるときは競うて消費地に向つて賣急ぐが故に相場は益々下落し、相場上騰の傾あるときは互に之を賣溢るが故に相場は益々上向きと爲ること屢々なり。以て如何に卸賣商人が米穀需給のタンクと爲り、相場調節の作用を爲したるかを知るに足らん。

最後に近代に於けるが如く大商業及大工業の組織と爲るや、職業的分業は更らに國際的分業に進み、其原料品若くは生産物は汽船汽車等各種の文明的交通機關によりて世界の各方面より需要地に集注し來るに至れり。是に於てか物價の變動は世界的となり之に伴ふ經濟的危險も亦極めて大なるに至るや勿論なり。而して其の甚大なる危險は勢ひ工業者及商業者の負擔に歸すべきものなるを以て此の危險を輕減し若くは他に轉嫁するの制度を要求するに至るは蓋し經濟發達の途次

に於ける當然の道程なり。緊き取引の制度は實に此要求に基きて自然的に發生したる制度にして其の取引の相手方として當然専門的の投機業者を要求し茲に虚實の取引に應ずる生業者を發生するに至れり。之を要するに經濟的危險は相場變動の危險の負擔に關する經濟發達の推移に依りて茲に取引所制度の發生を促し大商業者及工業者は緊き取引の方法に依りて投機業者に經濟的危險を轉嫁し以て其の事業の安固を得たり。

第四章 取引所の弊害

取引所は既に説明せるが如く一面に於ては經濟上及商業上必要缺くべからざる機關なりと雖も、他の一面に於ては極めて弊害の之に隨伴し易き機關なり。(イ)取引所濫設の弊害、(ロ)取引所の組織及制度に基く弊害例へば株式會社組織に基く弊害、追證據金及增證據金制度に基く證據金攻めの弊害、轉賣買戻に依る相殺に基く弊害の如き、(ハ)秘密賣買に基く弊害、(ニ)取引所役員の行動に因る弊害等に付ては説明を要するもの多々之れありと雖も、事細密に亘るを以て本章に於ては唯單に一般的の醸成し易き弊害のみに關し之を説明せん。

第一 取引所市場に於ては空賣買の行はれ易きこと

取引所に於ける買買取引の多数は清算取引なりとす。而して清算取引を注文する者（客筋）若くは清算取引に従事する者（取引員又は會員）の中には賣買の當初より現物を受授するの意思を有せず、差金の受授に依りて必ず其の取引を終了せんとする目的を以て賣買取引を爲すもの之れなきを保せず。否寧ろ何れの取引所に於ても多少空賣買を爲す者の存せざるはなし。空賣買は一種の賭博行爲なるを以て若し賭博者流の跋扈する取引所ありとすれば其取引所は即ち賭博場にして經濟上何等の效用なきのみならず社會を荼毒し風教に害ある機關に過ぎざるなり。元來取引所に於て空賣買の行はれ易きは、一面に於て賣買の當初に現物を有するの必要なく少額の證據金を納めて多額の取引を爲し得るが故に相當の資産信用を有せざる者に於て清算取引に手を染め易きと同時に、亦一旦取組みたる清算取引は現物の受渡を爲すことなく差金の受授によりて之を終了し得ることとに基因すと云はざるべからず。

第二 人爲的相場の作製之れあること

取引所の相場は經濟市場に適應すべきものをたることを本質とす。然りと雖も時に或は投機者流が合同して人爲的に一時物價を上騰せしめ又は下落せしむるの弊害之れなしとせず。所謂買占又は賣崩の手段に因る相場の作製之れなり。買占と謂ふは投機者流が合同して將に下落の傾向を

有する物價を人爲的に上騰せしむるの目的を以て同一物件を買ひ煽ふことを謂ひ、賣崩と謂ふは之れと正反對に人爲的に物價を下落せしむることを謂ふ。畢竟するに買占又は賣崩は人爲的に需要又は供給の過多を假裝するものなるを以て、此の如き手段に因りて決定せられたる取引所の相場は適當に決定せられたる公定相場なりと云ふを得ざるや勿論なり。然りと雖も買占又は賣崩の手段は今日の如く交通機關の發達したる時代に於ては到底容易に其の效を奏すること能はざるべし。即ち買占の爲め取引所に現はれたる相場が經濟市場に適應すべき相場より遙かに其騰せり場合に於ては其の貨物は各市場より潮の如く集中し來り如何に巨萬の富を擁するも到底之を買占むること能はざると共に、亦賣崩に依りて取引所の相場市價より遙かに低きときは買方のみ多く賣方としては到底永續すること能はざるに至るべし。我國に於ては從來往々買占又は賣崩の手段は因りて經濟上の市場を攪亂したるの事例之れなきに非らざるを以て、須らく之を未然に防遏するの策を講究せざるべからず。現時之に對する防遏の手段としては追證據金及增證據金の制度、官廳及取引所の監督權の行使、資金融通の制限等に過ぎざるなり。

第三 恐慌を激成し易きこと

取引所の清算取引に付ては少額の證據金を納めて多額の取組を爲すことを得るが故に、必要な

る資本及信用を有せざる輩が一攫千金を夢みて取引所の清算取引に手を染むるもの少しとせず。又清算取引に付き特種の經驗知識を有せず客引又は取引員の誘導によりて淺慮にも投機取引に手を出し父祖傳來の家産を蕩盡し沈淪するの輩亦少しとせず。此等無資力なる投機者又は資力を有する無經驗の投機者は投機上定見あるに非ず、唯有力なる投機者の赴く處に従ひ右に買ひ左に賣るを常とす。所謂提灯持とは此等の輩に對する名稱なりとす。而して提灯持の輩は不景氣の際には徒に狼狽して賣逃を爲し頓に價格を暴落せしめ相場激變の結果經濟上の諸機關の運轉を止め恐慌を激成すること往々にして之れあり。此故に取引所改善の方策として最も効果あるものは所謂提灯持の輩をして取引所の賣買取引に參與せざらしむるの適當なる方策を案出するに在り。現に各國の法制及學者は主として此點に注目し最近に於ける獨逸の取引所法改正の一端又茲に存したりき。

第五章 取引所の監督及自制

取引所に付ては商業自由の原則に従ひ取引所團體の自治に一任し國家の監督を要せざるや否やは取引所の經濟政策に關する一大問題なり。之を現行の各國の制度に徴するに、英米は放任主義

即ち取引所團體の自治に一任するの主義を採用し、歐洲大陸の諸國は概して監督主義を採用せり。抑も取引所をして其經濟的作用を餘蘊なく發揮せしむるが爲めには其之に伴ふ弊害を未然に防止し若くは既に生じたる弊害を芟除することを以て最も必要の策となす。若し取引所の行動を悉く取引所團體の自治に一任するときは種々の事情、種々の情實に支配せられ其弊害を防止若くは芟除すること能はざる場合極めて多かるべし。尙又放任主義に依るときは其の必然の結果として取引所の濫設を來し電報相場の弊を招き嚴正なる公定相場を作製せざるもの多きに至るべし。英米の如く法律及經濟の制度が悉く自治を中心とし監督を排除するの傾向を有する國に在りては取引所に對しても亦特に之が監督を施すの必要之れなかる可し。然りと雖も此の如き沿革を有せざる全然國情を異にする國に在りては到底英米の如き放任主義を採用すること能はざるや勿論なり。我國に於ては歐洲大陸諸國と等しく監督主義を採用せり。而して取引所に對する監督權は農商務大臣の權限に屬す、尤も取引員に對する監督は取引所の自衛上或る範圍内に限り取引機關直接に之を爲す。今我國の取引所法及各取引所定款に基き監督權の内容を示すときは左の如し。

第一 農商務大臣の監督權

(甲)取引所の設立は政府の免許を受くべきこと(第一條)

- (乙) 取引所の繼續出願に付ては更に政府の免許を受くべきこと(第三條)
- (丙) 株式會社組織の取引所が他の株式會社組織の取引所を合併したる場合に於て其の存立したる地區内に支所を設けることは政府の認可を受くべきこと(第四條)
- (丁) 取引所の定款は政府の認可を受くべきこと(第九條)
- (戊) 取引所の取引員たるが爲めには政府の免許を受くべきこと(第十條)
- (己) 取引所の役員は政府の認可を受くべきこと(第十六條)
- (庚) 取引所の徴收すべき手数料の率は政府の認可を受くべきこと
- (辛) 農商務大臣に於て取引所の行爲が法律命令に違反し又は公益を害し若くは公衆の安寧に妨害ありと認むるときは左に掲ぐる處分を爲し得べきこと(第二十七條)
 - a、取引所の解散
 - b、取引所の停止
 - c、取引所の一部の停止又は禁止
 - d、役員の解職
 - e、會員又は取引員の營業停止若くは除名

(壬) 農商務大臣に於て必要と認むるときは官吏を派遣して取引所の業務帳簿財産其他一切の物件及會員又は取引員の帳簿を検査せしむることを得べきこと(第二十八條)

(癸) 農商務大臣に於て必要と認むるときは取引所の定款を改正せしめ又は其決議及處分を停止し禁止し若くは取消すことを得ること(第二十九條)

惟ふに取引所に對する政府の監督を抑壓し若くは徒に之に干渉を試むるは商工業の發達を阻害し取引所の經濟的作用を發現せしむる所以の途に非らず。監督權の根據は取引所團體の自治に任する場合に於ては到底除去すること能はざる弊害若くは公共の利害に關する範圍内に於て之を矯正し若は秩序を維持する國家の權利義務に基因するものなり。從て取引所に對する國家の監督權は徒に之を廣義に解すべきものに非ずして團體の自治に一任するを以て本則と爲さざるべからず。

第二 取引所の取引員に對する監督

取引所は其秩序を保持する爲め若くは營業上の防衛手段として取引員に對して相當の監督を爲し從て制裁を加ふる權限を有せざるべからず。法律は實に取引所機關に對して此の如き權限を附與せり。取引所法第十五條の規定に曰く

「取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スル爲メ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ五百圓以
内ノ過怠金ヲ課シ且ツ政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得」
と。而して各取引所の定款を通覽するに左に掲ぐるが如き趣旨に基く規定を設け居れり。

(甲)受渡を履行せざる者、除名

(乙)身元保證金、賣買證據金、賣買差損金其の他の計算差金、賣買手数料又は取引税を納入せ
ざる者

除名、但し特に宥恕すべき事情ありと認むるときは一ヶ月以上の營業停止又は一ヶ月以上
の營業停止及過怠金を以て之に代ゆることを得

右の事由に依り營業を停止せられたる者にして二週間以内に於ける取引所指定の期間内に
相當の金額を納入せざるとき又は過怠金を課せられたる者にして指定期間内に之を納入せ
ざるときは之を除名す

(丙)身元保證金若しくは賣買證據金に付裁判所より差押命令、假差押命令若しくは假處分命令の送
達を受け又は租税滯納處分若しくは其の例に依り差押を受けたる場合に於て本所の指定期間内
に相當の金額を納入せざる者

同上

(丁)不穩當の賣買を爲し委託者に對し契約の履行を怠り其他營業上不信の行爲を爲し取引員の
秩序を紊し、取引所の業務若しくは取引員の營業を妨害し其他取引員の體面を毀けたりと認む
べき者

過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又は除名

(戊)他人に其の名義を貸與し又は正當の事由なくして二ヶ月以上に涉り賣買取引を爲さず若く
は賣買取引極めて僅少にして之に準すと認むべき者

同上

(己)自己の所有に屬せざる有價證券を以て身元保證金に代用したる者又は身元保證金の返還を
受くべき權利を他人に讓渡し、讓渡の豫約を爲し若しくは擔保の目的に供したる者

營業停止、過怠金及營業停止又は除名

(庚)其他取引所に關する法令、定款又は業務規程に違背したる者

過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又は除名

次に取引員間、秩序保持の爲め取引員組合の規約に依りて之を自制せることは既に説明せる處

なり。

第六章 取引所に對する政策

取引所政策に關する根本の原則は前章に於て既に之を説明せり。本章に於ては其の箇々の政策中最も重要なりと認むるものに付之が説明を爲さん。

第一 取引所の設立に關する政策

取引所分布の状況は其の時代に於ける中央及地方の經濟的必要に適應せざるべからず。若し否らざれば電報相場の作製機關と爲り賭博場と化するに至るや蓋し必然なればなり。

思ふに我國の米穀取引所は維新後相當の年月を経るも尙ほ一面に於ては各藩に於ける米穀政策の餘波を受け他の一面に於ては交通機關整備せざるが爲に各地に分布する多數の米穀取引所の存立を必要とするや蓋し論を俟たず。次に又我國の法制が株式會社組織の取引所を認め該制度の取引所が相當の利益を擧ぐるが爲一層其設立を誘起し比較的多數の取引所の存立を見たりしなり。然るに經濟界の變遷交通機關の發達其他各般の事情の變化に基き取引所の整理に關する問題は屢々朝野の間に唱道せられ、取引所の免許年限の到來する毎に常に論争せらるゝ問題なりとす。

取引所設立に關する政策に付從來の跡を見るに、明治二十七年以降明治三十一年頃迄は濫設せられたるが如き傾向之れなきに非ざりしと雖も、同三十五年六月勅令第五百五十八號(註、取引所整理に關する條項を含む)が發布せられたる以來政府に於ては大體に於て會員組織の取引所を除くの外取引所の新設を認めず、取引所整理の方針を採りたるものゝ如し。現に明治三十五年以降我取引所の數は漸次甚しく其數を減せり。又改正取引所法第四條の如きも取引所の整理に關する政策的立法の一端と見ることを得べし。即ち行政處分によりて取引所の整理を行ふことは或は既得權を侵害するものなりとして反對せられ又は地方の盛衰に關する實際問題として整理の實現時に或は困難なる場合なきにしもあらず。かゝる場合に於て事情の如何に依りては或は合併によりて之を整理し得る場合之れなきに非ず。改正取引所法第四條は蓋し斯の如き事例に處する條文なるべし。

註、明治三十五年六月勅令第一五八號中取引所整理に關する條項

「株式會社組織の取引所の資本金は從來三萬圓以上なりしを十萬圓以上と改め、尙ほ其の資本の半額以上にして且つ少くとも十萬圓以上の拂込を終りたる後に非ざれば營業を爲すことを得ずと爲し、此要件に適合せざる取引所は明治三十五年十一月三十日迄に資本増加を行ふことを要するものと爲せり。」

當時の地方的小取引所は其の資本金殆んど三萬圓にして其の拂込全額に充たず、今日に於ては取引所側は寧ろ増資を希望す

るも當時の地方的財力の状態より之を云はば取引所の資本金を十萬圓以上に改め其の全額の拂込を強制せられ、而も其の猶豫期間極めて短かきに於ては大多數の地方的取引所に到底其の條件を充たすこと能はず、整理せられたると同一の運命に遭遇せざるを得ざりき。現に此勅令の發布に依り營業を繼續することを得ざるに至りし地方的小取引所極めて多數なりき。

第二 取引所の組織に關する政策

我國に於ける取引所の組織に付き會員組織及株式會社組織の二種を認むることは既に論述せる處なり。

取引所法第五條の規定に曰く

「取引所ハ土地、商業ノ狀況及ヒ賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得」

と。此の規定の目的とする處は、賣買取引の多額に上るべき商業地及び商品に在りては株式會社組織によりて取引所を設立せしめ左程多額の賣買行はれざる土地及商品に在りては會員組織の取引所を以て適當なりと認め、兩種の組織を採用したることは當時の議事録によりて明白なりと雖も、事實は之に反し會員組織の取引所は極めて少く從來多少設立せられたること之れ無きに非ずと雖も漸次減少し、現時我國に於て取引所と云へば當然株式會社組織なるが如くに思惟するに至りたり。

るもの抑も何の故ぞや。其の原因一、二にして足らずと雖も左の二點は蓋し主要なる原因たるべし。

(一)會員組織の取引所は非營利法人なるを以て利益を會員に分配するの目的を以て手数料を徴收することを得ず、會員の醜金は之を取引所維持の費途にあつべきのみ。之に反して株式會社の取引所は營利法人にして収益を目的として利益を株主に分配せざるべからず。現在の取引所に付之を見るに、年一割以下の配當をなすもの少く、好景氣のときは二割乃至三割甚しき時は四割の配當をなしたるものこれありき。斯くの如き状態なるを以て取引所の株は他の營利會社の株に比較して決して下位を占むるものに非ず。此故に發起人としても又投資者としても會員組織の取引所を設立せずして株式會社組織の取引所を設立する次第なり。現に明治二十六年以降明治三十一年迄約六ヶ年間に於て百六十八即

明治二十六年に 四十一ヶ所

明治二十七年に 七十六ヶ所

明治二十八年に 十二ヶ所

明治二十九年に 九ヶ所

と云ふ極めて多数なる株式會社組織の取引所が設立せられたる所以は實に當時の會社中年一割以上の配當を爲し且その株式が拂込金額以上に在りたるもの取引所株を措きて他に其類例を見ざるに依らずんばあらざるなり。

(二)我國に於ける信用の發達の幼稚は實に亦株式會社組織の取引所の設立を促す主要なる原因なりとす。抑も歐米の取引所に在りては信用財産人格聲望等を充分に調査したる後加入を許したる會員間に於て賣買取引を取結ぶが故に其賣買取引の履行に付之を擔保するの必要極めて尠しと雖も、我國に於て取引所の賣買取引に従事する者其信用資力等に於て充分ならざる者多くを含むを以て賣買當事者間の對人信用に一任する時は到底多額の賣買取引を取結ぶことを得ざるなり。従つて我國の取引所としては對手方の信用ありや否やを調査顧慮せずして賣買取引を爲すべき制度を必要とす。この必要に適應する制度は實に賣買擔保の制度にして株式會社組織の取引所に在りては其市場に於て締結せられたる賣買取引の違約より生じたる損害に付賠償の責に任するが故に賣買當事者の一方は他の一方の當事者の信用あるや否やを顧慮することを要せず一に取引所を信

用して多額の賣買取引を爲すことを得るなり。所謂「場に賣り場を買ふ」とは這般の消息に他ならずして株式會社組織の取引所が賣買を擔保するに出でたるの言葉なり。我國の現状に於て株式會社組織の取引所が多数なる蓋し宜ならずとせんや。

取引所の組織問題は我國に於ては取引所の經濟政策問題中重要な地位を占む。蓋し我國に於て兩組織を認むるに至りたるは一朝一夕の出來事に非ず。相當の沿革を有するものにして明治二十年前後に於ては所謂ブルス論として朝野に喧しき問題なりき。其沿革に關する説明は暫く之を措き單に理論として兩組織の長短を研究せんに爾來其長短に關し行はれたる意見左の如し。會員組織の長所と認むべき主要なる點は大凡左の二點に存す。

(イ)取引所は公定相場を作成する機關にして經濟上の公共機關なるが故に營利を目的とせざる會員組織の取引所をして其事に當らしむるを可とす。蓋し營利會社たる株式會社組織の取引所に在りては會社本來の目的上利益配當にのみ思慮し爲めに取引所の經濟的官能を充分に發揮することを勉めざるの嫌之あればなり。殊に株式會社組織の取引所に在りては普通の株式會社と等しく大株主の左右する所となるを以て、取引所の株式を買占め大株主となりて其取引所の重役と爲り若は自派の者を重役と爲し以て取引所を攪亂せしむるの弊あり。

(ロ)會員組織の取引所は非營利法人なるを以て賣買者より多數の手數料を徴收せず。又會員相互の信用に依りて取引を爲すものなるが故に取引所より證據金を徴收することなし。之に反して株式會社組織の取引所に在りては賣買擔保の責任を負擔するが故に種々の證據金及多額の手數料を徴收し爲めに賣買者の負擔を重からしむ。

取引所外の賣買即ち秘密賣買の多く行はるゝ原因多く之有るべしと雖も、賣買者の負擔重きは其最も重要な原因なるべし。果して然らば秘密賣買の弊風を矯正するには會員組織の取引所を可とす。

次に株式會社組織の長所と認むべき主要なる點は左に掲ぐる二點に存す。

(イ)株式會社組織の取引所は多額の資本を擁して之を以て其市場に於ける賣買取引を擔保するが故に賣買當事者は相手方の信用如何を問はず多額の賣買取引を迅速に締結せしむるの利あり。

(ロ)委託者も亦取引所の擔保に信頼して安んじて多額の取引を委託することを得べし。

以上兩組織の長短を比較研究するに、單に理論上より之を謂へば商業上の機關として取引所は會員組織を可とす。然りと雖も一國一時代の政策問題としては具さに其社會の實狀に適應する制度を採用せざるべからざるなり。我國に於ける現時の政策として孰れの組織の取引所を可とすべ

きかは從來の慣習を急變せしむるに依りて生ずる經濟上の影響は暫く之を措き現時の信用發達の程度が果して信用人格財産等の上に於て適當なる會員を網羅して取引所を構成するを得るや否やによりて之を決することを得べし。

第三 取引所の業務に關する政策

取引所の業務は之を大別して(一)取引員又は會員をして賣買取引を爲さしむる業務(二)賣買取引の擔保に關する業務及び(三)賣買取引の決済に關する業務の三種と爲すことは既に之を説明せり。而して此三種の業務を分業的に各機關に依りて行はしむることが取引所の經濟政策上適當なりや將又統一して之を行はしむることが適當なる政策なりや。此問題は我國の沿革に拘束せらるることなく充分冷靜に考慮すべき問題なりと信ず。余を以て之を謂はしむれば取引所が所謂會員組織にして會員自身の自治團體なるときは此三業務を分業して各異なる機關によりて之を行ふこと蓋し當然なるべしと雖も、第三者が取引所の施設を經營する場合に於ては此三業務を兼行すること却つて便宜なるのみならず、當然然るべきものに非るなきか。現に歐米諸國の取引所に於ては概して此三者の業務は分業的に行はるるに反して、我國の株式會社組織の取引所に於ては三種の業務を兼行するを常例と爲す。蓋し第三者が賣買を爲さしむる場合に於て其賣買の履行を確保

し其結末を付くることは業務の遂行上誠に終始ある親切の行動にして賣買當事者の満足するのみならず賣買取引の注文者も亦安心すべければなり。會員組織の場合に於て必ずしも擔保機關と清算機關とを伴ふを要せずと雖も、賣買取引の履行を確保する必要は洋の東西時の古今を問はざるなり。之を擔保する制度としては第三者に於て之を擔保するよりも寧ろ互に擔保するの所謂共同擔保の制度を樹つるに如かざるなり。其模範としては實に巴里株式取引所に於ける共同擔保制を推さざるを得ず。

今我國に於ける發達の跡を見るも此三業務は最初より相併行せるものに非ず。取引所機關としては先づ賣買を爲さしむる市場的業務發達し、次に清算事務之に伴ひ、所謂擔保の業務は明治十五年布告第六十四號（株取引所條例改正追加）（註）を以て強制擔保の制度を施行したる以來茲に取引所が三種の業務を兼行することゝなれり。而して當時の我國の經濟狀態及び商業狀態よりすれば此三者の業務を兼ね行ふ必要もあり又最も適切なりしや疑を容れず。之を要するに本問題は一面に於ては取引所の組織に關聯し他の一面に於ては經濟上の發達の程度に關する問題なりと謂ふべし。

註 明治十五年布告第六十四號

第三十三條 取引所ニ於テ該約人ヲ處分スルハ其違約ニヨリ取引所ノ取引上ニ於テ失ヒタル利得ト雖モ該約人ト其者ノ證據金及身元金ヲ以テ償ハシメ其者ヲ除名スルニ止マルヘシ 而シテ仍ホ其ノ損失ヲ償フコト能ハサルトキハ取引所ニ於テ其責ニ任スヘシ

第四十條 賣買主ニ於テ諸證據金ノ差入レナシ又ハ期限ニ至リテ其約定ヲ履行セサル者ハ都テ之ヲ違約人ト爲スヘシ

第五十條 取引所ノ規約ニ背犯シタル役員及株主仲買人ヲ取引所限リ處分スルハ之ヲ除名スルガ或ハ過意料ヲ取立ツルニ止ルモノトス 但其過意料ハ株金身元金ノ高テ超ユルヲ得ス

第四 取引所の役員に關する政策

取引所は公定相場を作成する機關なるを以て其役員は自ら取引所の賣買取引に干與することを得ざると同時に又賣方及買方兩者に對して公正嚴格の態度を持せざるべからざること勿論なり。若し取引所の役員が賣方若しくは買方の一方に偏することあれば其相場は公正を失し物價の標準たらざるべし。此故に取引所法に於ては取引所の役員は何人の名を以てするを問はず其取引所の取引物件に付取引所に於ける賣買取引を爲し又は其委託を爲すことを得ず。又取引所の役員は其取引所又は之と同種の物件を取引する取引所の取引員との間に資金の借與、損益の分配其他取引員の營業に付特別の利害關係を有することを得ざる旨を規定し、之に違反したるときは所定の刑罰に處することゝなれり。

取引所の役員が最も公平に最も厳正に處理することを要する業務は就中賣買諸證據金の納入時期及金額の決定、賣買の不穩を豫知し之に善處すること、若し豫知すること能はざりし場合に於て賣買不穩と爲りたるときは賣買の差止時期の決定及受渡に關する業務等なりとす。取引所の役員が取引所の財産に損害を及ぼすが如きは最も甚しき事例なりとす。而して取引所役員が弊害に付之を未然に防止するの方策としては第二篇第四章に於て説明したるが如く、第一に之等の弊害を醸成し易き人物を役員と爲さざること即ち農商務大臣の認可に係らしむることを要す。第二に若し如上の弊害發生したる場合に於ては監督官廳に於て敏速果斷に其役員を戒告若くは解職すること其最も甚しき者に對しては時に或は刑罰に問はるゝことの生ずるは蓋し當然の義なるべし。

第五 取引員又は會員に關する政策

(一) 取引所は經濟上及商業上の官能を充分に發揮するが爲めには第一に取引所に於て賣買取引を爲すべき取引員又は會員が人格資産信用等に於て社會上相當の地位を有するものたることは論を俟たざる處なり。取引所制度改善の要諦は實に取引員又は會員の向上に在りと云ふも過言に非ざるなり。從來取引員又は會員の向上を期せんがため或は取引所に於ける取引員又は會員の數を制限し或は身元保證金の額を増加し或は取引員の免許料の増額を爲したり。而して又取引員自身に

在りても取引員組合を設け團體の力に依り弊害を防遏し進んでは其身分の向上を計れり。

爾來其發達の經路を見るに取引員の資力信用等漸次増加し取引員にして紳商と稱せらるるもの之なきに非ずと雖も、其數未だ極めて少きのみならず、取引所の賣買取引に關與する者は社會上重要視せられざる傾向を有し、取引界に於て成功せる者は所謂泥足を洗つて轉業せんとするの風あり。これ取引所制度改善の上にては甚だ遺憾とする處なり。取引所制度の改善の爲めには尙益々取引員又は會員の向上を期し社會上に於て相當の信望を有する者にして資産及經驗ある者が進んで取引所の取引員又は會員と爲るに依りて始めて取引所の機能を發揮することを得べし。

(二) 制度論より考慮すべきことは取引員の種類を如何に定むべきやこれなり。今參考の爲め歐米諸國の取引所に於ける取引員の制度を通覽するに左表の如し。

英 國	佛 國	獨 逸	米 國
一、仲買人 委託賣買のみに限定す 二、賣買商 自己の賣買のみに限定す	一、特權付有價證券仲買人 委託賣買のみに限定す 二、私營有價證券仲買人 委託賣買及自己賣買を 爲す 三、商品仲買人 委託賣買及自己賣買を 爲す	一、相持仲立人 委託賣買を原則とし其 委託を執行するに必要 なる範圍内に於て自己 賣買を爲すことを得 二、普通仲買人 委託賣買及自己賣買を 爲す	制度上區別なく實際上に於 て委託賣買を爲す會員と自 己賣買を爲す會員とに分類 せらる

要するに委託賣買と自己賣買とを兼營せしむることは時に或は注文主と取引員との利害相反する場合を惹起することあるべし。左りとて又英國の如く全然之を區別するも英國に於てすら尙且實行困難なりと聞く。獨逸に於ても相場仲立人はもと委託賣買のみに限定せられたりと雖も、斯くては委託玉を悉く遂行し能はざる不便を生じ遂に其例外を認むるに至れり。此故に之等の區別を設けずして自然に其分野を定め事實上各種の取引員の生ずること恰も米國の紐育株式取引所に於けるが如き實際に逢着すれば最も望ましきことと考へらる。我國の制度として之を考ふるに、英國の會員制度の如く全然之が區別を設けることは到底實行困難なるべし。

第六 取引所の賣買取引の種類及方法に關する政策

取引所の賣買取引の種類及方法に關しては特に弊害を醸成したる場合を除くの外一般的に政府が抑壓の政策を以て之に望むは其可なる所以を知らざるなり。古今東西の取引所に關する歴史之を證明して餘りありと謂ふべし。改正取引所法は賣買取引の種類に關する規定を削除し其賣買方法と共に基本と爲るべき事項のみを勅令に規定し其巨細に至りては悉く之を取引所の業務規程に於て定めしめ農商務大臣の認可に一任したるは實に如上の方策に基きたるものなるべし。思ふに賣買取引の種類及方法を經濟界及商業界の進歩發達と共に種々なる變化を來し之と推移すべきも

のにして法規を以て之を拘束し固定すべきものに非ず。唯其の弊害の虞あるものは行政處分によりて之を排除し商業上の實際に對應すべきものなり。

取引所に於ける投機取引は之を賭博と看做し之に對して高率なる禁止的課税を爲すことは取引所の經濟政策上果して適當なりや否や最も考慮を要すべき問題にして將來大に考究すべき宿題たるを信ず。

次に又賣買方法に關する政策に付きては或は有價證券の限月を短縮し或は小口落の方法を禁止し或は直取引の競賣買を禁止する等其の是非の論は暫く之を措き從來取引界に波瀾を生じたる事例亦尠しとせざるなり。

大戰後の影響は有價證券の賣買取引に關しては從來の定期的投機に對し現金的投機擡頭し來り有價證券に對して短期取引なる制度を認めらるゝに至れり。將來我國に於て果してこの制度が確立するや否やは取引所政策上大に注目すべき事項に屬す。又商品の賣買取引に關しては從來の限月に依る米穀の賣買取引に對し新なる賣買取引の種類及方法の現出したることは既に第二篇に於て之を説明せり。換言すれば米穀に關する投機取引の全盛期が既に過ぎ去りて綿絲綿布肥料砂糖其他各種商品の投機取引が擡頭し來りたりと謂ふも蓋し過言に非ざるなり。吾人は將來恐らく商

品の投機取引に付大に發達し來るの機あるを信じて疑はざるなり。

取引所要論 (完)

附 録

◎取引所法

(大正十一年四月十九日法律第六十號取引所法中改正)

(法文ノ末尾ニ△印アルハ大正十一年四月改正又ハ追加)

- 第一章 取引所ノ設立
 - 第一條 實買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ數種ノ物件ノ取引所ヲ設立スルコトヲ得
 - 第二條 同種ノ物件ヲ實買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得、但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム
 - 第三條 取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得
 - 第四條 株式會社組織ノ取引所ハ他ノ株式會社組織ノ取引所ヲ合併スル場合ニ限リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區内ニ支所ヲ設クルコトヲ得、支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル取引所及支所ノ數ヲ超エルコトヲ得ス△
 - 第四條ノ二 有價證券ヲ實買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス△
- 第二章 取引所ノ組織
 - 第五條 取引所ハ土地商業ノ情況及實買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得
- 第六條 會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限リ實買取引ヲ爲スコトヲ得△
- 株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限リ實買取引ヲ爲スコトヲ得△
- 第七條 取引所ハ法人トシテ財産ヲ有シ及之ヲ處分スルコトヲ得
- 取引所ノ責任ハ其ノ財産ニ限ルモノトス
- 第八條 取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ實買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得△
- 第二十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス、但物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責任セサル場合ニ於テ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス△
- 第九條 取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第三章 取引所ノ會員及取引員△
- 第十條 取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受ケ

ヘシ△
 第十一條 帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス△
 無能力者復權セサル家資分散者及破産者並ニ本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年間ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス△
 懲役若ハ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第三十五條乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九條第三節第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六十一條、明治二十三年法律第三十二號商法第三編第九章、同年法律第一百號、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス前項ニ該當スル者亦同シ△
 合名會社合資會社又ハ株式合資會社ニアリテハ其ノ無限責任社員ノ全員カ帝國臣民タルモノ株式會社ニアリテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役

員ノ全員カ帝國臣民タルモノニ非サレハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス無限責任社員又ハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中前二項ニ該當スル者アル場合亦同シ△
 第十一條ノ二 會員前條第一項第二項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取引所ヨリ脱退ス△
 農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項第二項若ハ第四項ニ該當スル者ニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ取引所ヨリ脱退セシムルコトヲ得△
 取引員前條第一項第三項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ效力ヲ失フ△
 農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第一項、第三項若ハ第四項ニ該當スル者ニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得△
 第十一條ノ三 取引員取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ△
 第十一條ノ四 會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス二以上ノ場所ヲ以テ同一取引所ノ實買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス△
 何人ト雖取引所ノ實買取引ノ委託ノ代理媒介又ハ取次ヲ營業

ト爲スコトヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニシテ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第十二條 會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハズ取引所ニ對シ其ノ實買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ△
 第十三條 取引員ハ其ノ免許ヲ受ケタルトキハ免許料ヲ納ムヘシ△
 第十四條 會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ△
 第十五條 取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ過意金ヲ科シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得△
 第十五條ノ二 取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得△
 第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス△
 第十五條ノ三 取引員ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス△
 取引員死亡シ解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許ヲ取消サン若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ

結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ△
 前項ノ規定ハ會員ノ死亡解散除名及脱退ノ場合ニ之ヲ準用ス△
 前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得△
 第四章 取引所ノ役員及商議員會△
 第十六條 取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ選舉シ政府ノ認可ヲ受ケルシ△
 取引所ノ役員ハ左ノ如シ
 理事 一人
 監査役 二人以上
 若千人
 理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選舉スルモ妨ケナシ
 第十一條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス△
 取引員トノ間ニ資金ノ供與損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル株式會社組織ノ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス△
 第十六條ノ二 役員前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ

取引員ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事
他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タル認可ヲ受ケタルトキ亦同
シ△

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者
若ハ前條ノ規定ニ違反シ役員トナリタル者アルコトヲ發見シ
又ハ役員ニシテ第十七條第二項ノ規定ニ違反スル者アリト認
メタルトキハ之ヲ解職スルコトヲ得

第十六條ノ三 農商務大臣ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於
テ必要ト認ムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第十七條 株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ何人ノ名
ヲ以テスルヲ問ハス其ノ取引所ノ取引物件ニ付取引所ニ於ケ
ル賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ス△

株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ其ノ取引所又ハ之
ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引員トノ間ニ資金ノ供與
損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル
コトヲ得ス

第十七條ノ二 取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ商議員會ヲ置キ取引
所ニ關スル重要ナル事項ヲ付議スヘシ△

第五章 取引所ノ賣買取引

第十八條 取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ二箇
月、米ニアリテハ三箇月、蠶糸ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ
商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス△

第十九條 取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第二十條 取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メ
シムルコトヲ得

第二十一條 取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキ
ハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコト
ヲ得

第二十二條 取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約
ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得△

前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル
諸費ノ追償ハ其ノ違約者ニ要求スルコトヲ得

第二十二條ノ二 株式會社組織ノ取引所ハ前條ノ規定ニ依リ賠
償ノ責ニ任スルトキハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ△

第二十三條 取引所ハ賣買取引高ニ應ジ賣買雙方ヨリ手数料ヲ
徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受ケヘシ

第二十四條 取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ
優先權ヲ有ス

第二十四條ノ二 取引所ノ賣買取引ノ委託者ハ會員又ハ取引員
カ委託契約ニ違ヒタル場合ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ
違約シタル會員又ハ取引員ノ身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ
優先權ヲ有ス△

前條ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ效力ヲ有ス△

第二十五條 會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ賣買取
引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ
爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済
ヲ爲スコトヲ得ス△

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月
以上ノ營業停止ヲ命ジ又ハ之ヲ除名スヘシ△

第二十六條 取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ
之ヲ公示スヘシ

取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各會員又ハ各取引員ノ賣買高
ヲ公示スヘシ△

第二十六條ノ二 差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其
ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス△

第六章 取引所ノ監督

第二十七條 農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ
公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處
分ヲ爲スコトヲ得

一、取引所ノ解散

二、取引所ノ停止

三、取引所ノ一部ノ停止若ハ禁止

四、役員ノ解職

五、會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名△

第二十八條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引

所ノ業務繼續財產其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿
ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員
及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ△

第二十九條 農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定款ヲ
改正セシメ又ハ其ノ決議及處分ヲ停止シ禁止シ若ハ取消スコ
トヲ得

第三十條 取引所任意ノ解散ハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ

第七章 罰 則

第三十一條 第十七條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ
特別ノ利害關係ヲ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者
ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス△

第三十二條 第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ參千圓以下
ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ二 取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ
格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ
約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處
ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲ササルトキハ三
年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又
ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第三十二條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役
又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一、取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル者
- 二、取引所ニ於ケル相場ヲ偽リテ公示シタル者
- 三、公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虚偽ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者
- 四、免許ヲ取ケスシテ取引所ヲ設立シタルモノ又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタルモノ△
- 前項第一號ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得
- 第三十二條ノ四 取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虚偽ノ風説ヲ流布シ偽計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十二條ノ五 取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲナシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ貳千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス
- 第三十二條ノ六 會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得△
- 第三十二條ノ七 本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス△

附 則

- 第三十三條 取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十四條 取引所ノ資本金、營業保證金株式手数料及積立金ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十五條 本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス
- 明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス
- 第三十六條 本法發布以前ヨリ營業スル米商會所株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲ササルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

- 本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム△
- 第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期間ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ハ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得△
- 本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト看做ス本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル△

勅令第三百五十二號
大正十一年法律第六十號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎取引所令

(大正十一年七月二十九日)
(勅令第三百五十三號)

- 第一條 株式賣社組織ノ取引所ノ資本金ハ拾萬圓以上トス
- 農商務大臣必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ増減ヲ命スルコトヲ得
- 株式賣社組織ノ取引所ハ資本金ノ半額以上ニシテ少クモ拾萬圓ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス
- 第二條 會員組織ノ取引所ノ資本金ハ會員ノ總額ヲ以テ之ニ充ツ
- 會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ業務ヲ行フコトヲ得ス
- 第三條 取引員ノ免許料ハ參百圓トス
- 第四條 身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ會員ニ付テハ壹萬圓ヲ下ルコトヲ得ス取引員ニ付テハ其ノ取引所ノ資本金ノ千分ノ五以上ニシテ農商務大臣ノ指定スル金額ヲ下ルコトヲ得サルモノトシ其ノ千分ノ五ノ金額力壹萬圓未滿ナルトキハ壹萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス
- 資本金ノ額力貳千圓ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ニ付テハ農商務大臣ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 支所ヲ設ケル取引所及取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ農商務大臣ハ本支所及部類毎ニ資本金ヲ區分シテ前二項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スルコトヲ得
- 身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ從ヒ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
- 農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得
- 取引所身元保證金ヲ受取りタルトキハ運滯ナク之ヲ供託スヘシ
- 第五條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ賣買手数料ノ率ノ變更ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 取引所ハ毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ
- 開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 第七條 取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニヨリ立買ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得
- 第八條 賣買取引ノ期限ハ棉花、綿絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、大豆粕ニ在リテハ五箇月、小麦ニ在リテハ三箇月ヲ超

第九條 實買取引ハ實物市場ニ於ケル實買取引及清算市場ニ於ケル實買取引ノ二種トス

第十條 實物市場ニ於ケル實買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決済ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 有價證券ノ清算市場ニ於ケル實買取引ニシテ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限リ受渡其ノ他ノ決済ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ總決済日迄之ヲ繰延フルコトヲ得

前項ノ總決済日ハ一箇月一回以上タルヘシ

第十二條 取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ各銘柄ニ付農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ實買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十四條 第四項及第五項ノ規定ハ實買證據金ニ付テハ準用ス

第十五條 實買證據金ニシテ農商務大臣ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ會員又ハ取引員ヲシテ少クモ其ノ半額迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第十六條 清算市場ニ於ケル實買取引ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用キルコトヲ得

受渡格付表ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十七條 清算市場ニ於ケル實買取引ノ單位ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テハ單位ニ關シテハ地方ノ情況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第十九條 取引所實物市場ニ於ケル實買取引ノ單位ヲ定ムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第二十一條 受渡其ノ他ノ決済及其ノ繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ

第二十二條 受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第二十三條 取引所ハ業務規程ヲ設ケ實買取引ノ方法ニ關スル細業務規程ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託シタル後ニ非サレハ取引所法第二十二條ノ規定ニ依リ業務ヲ行フコトヲ得ス營業保證金ニ不足ヲ生シ農商務大臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ不足額ヲ供託セザル

場合ニ於テ其ノ期間經過後ニ爲ス實買取引ニ付亦同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ農商務大臣之ヲ指定ス

第十九條 取引所ハ商議員會ヲ常置シ左ニ掲ケル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス

一、資本金、會員、取引員、商議員會又ハ實買取引ニ關スル定款ノ變更

二、業務規程ノ變更

三、會員又ハ取引員ノ加入又ハ處分

四、市場ノ臨時閉閉又ハ立會停止

五、上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止

六、實買取引ノ標準物ノ決定又ハ廢止

七、實買手数料ニ關スル事項

八、實買證據金ニ關スル事項

九、實買取引ノ違約ニ關スル事項

十、定款又ハ業務規程ニ於テ特ニ定メタル事項

第二十条 商議員會ハ役員ヲラサル會員又ハ取引員ノ互選シタル者及役員ノ互選シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十一條 役員タル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ノ數ハ役員タル會員又ハ取引員ノ總數ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ役員タル會員又ハ取引員ノ總數ハ百名ヲ超ユルトキハ其ノ超過員數ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ率ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 前項ノ商議員ノ數ハ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得

第二十三條 支所ヲ設ケル取引所及會員又ハ取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ役員タル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ本支所及部類毎ニ之ヲ互選スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ數ハ本支所及部類毎ニ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十四條 商議員會ニ會長一人及副會長若千人ヲ置ク

會長及副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員中ヨリ之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十五條 商議員會ノ議事ハ議事ニ關スルコトヲ得ル商議員ノ過半數ヲ出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ第十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲ケル事項ニシテ臨時急務ヲ要スルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員ノ互選スル總代ノ過半數及議長タル會長又ハ副會長ノ出席アルヲ以テ足ル

第二十六條 商議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依リ之ヲ決ス

取引所要論

第二十五條 役員ヲラサレ會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ其ノ屬スル本支所及部類ニ關係ナキ事項ニ付テハ議事ニ關スルコトヲ得ス議長トシテ行フ職務ニ付亦同シ

第二十六條 商議員ノ任期、選舉方法及定數其ノ他商議員會ノ組織及會議ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

附 則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ實買取引ノ期限ハ

三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス取引所ハ本令施行後一箇月以内ニ本令ニ依リ業務規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際現ニ存スル營業規則ハ前項ノ認可ヲ受ケル迄本令ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務規程ト看做ス

本令施行ノ際現ニ定期取引市場ニ上場スル有價證券ノ銘柄ハ本令第十二條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ關スルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

◎取引所法施行規則

(大正十一年七月三十一日農商務省令(法文ノ末尾ニ△印アレハ大)第十五號取引所法施行規則中改正)(正十一年七月改正又ハ追加)

第一條 取引所ヲ設立セムトスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、業務規程及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ△

一、株式會社組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ引受ケヘキ株式ノ數、會員組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ總金額

二、資本又ハ總金ノ使用ノ概算及收支ノ見込

三、實買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル集散ノ狀況及取引所ニ於ケル實買高ノ見込

四、取引所ノ地區

第二條 發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第二百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後發起人株式ノ總數ヲ引受ケサリシ

トキハ創立總會終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ△

一、定款及業務規程

二、株主名簿

三、検査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其決定ノ寫本

四、創立總會ノ決議錄

第三條 發起人會員ノ募集ヲ終リタルトキハ設立總會ヲ開キ總會員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ確定シ且役員ヲ選任スヘシ

前項ニ依リテ選任セラレタル總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ△

△

一、定款及業務規程

二、會員ノ氏名、又ハ名稱、營業種目及營業所ヲ記載シタル書面

三、各會員ノ總金額及其ノ拂込額ヲ記載シタル書面

第四條 取引所ヲ設立セムトスル地ニ於テ一年以上引續キ實買取引スヘキ物件ノ商業ヲ營ム商人各物件毎ニ三十人以上發起人ト爲リタル場合ニ非サレハ取引所發起ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ス

第五條 會員組織ノ取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ△

一、目的

二、名稱及所在地

三、會員ノ總金ニ關スル事項

四、會員ノ入退ニ關スル事項

五、會計ニ關スル事項

六、會議ニ關スル事項

七、役員ノ職務權限、定數、任期及任免ニ關スル事項

八、解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

第六條 設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス設立ノ免許ヲ受ケタル後一年内ニ業務ヲ開始セザルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條 取引所繼續ヲ出願セムトスルトキハ其免許年限滿了前

三月以上六月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第七條ノ二 農商務大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス△

第七條ノ三 農商務大臣ハ會員組織ノ取引所ニ付左ノ事項ヲ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ△

一、設立ヲ免許シタルトキハ目的、名稱、所在地及免許ノ年月日

二、役員ノ選任ヲ認可シタルトキハ氏名及認可ノ年月日

三、繼續ヲ免許シタルトキハ免許ノ年月日

四、解散シタルトキハ其ノ年月日及清算人ノ氏名

五、清算ヲ了シタルトキハ其ノ年月日

第八條 取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歷書ヲ其ノ他ノモノニ在リテハ履歷書及資産調査書ヲ添附シ取引所ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ△

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添付スヘシ

取引所其ノ取引員ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スコトヲ得ス△

第九條 取引所取引員免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及

身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ△
 前項ノ請書ハ取引所之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ
 取引員ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタ
 ル日ヨリ十五日内ニ請書及身元保證金ヲ差出ササルトキハ免
 許ハ其ノ效力ヲ失フ△

第十條 取引員免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所チ
 經由シテ再下付ヲ申請スヘシ△
 取引員其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ取引所チ經由シ
 テ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ△

第十一條 取引員死亡、解散、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ因リ
 取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滞ナク其ノ事由
 ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ△

第十二條 取引所カ會員又ハ取引員ノ身元保證金及賣買證
 據金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ノ種類及代用價格ヲ決
 定シ又ハ變更シタルトキハ其ノ有價證券ノ時價ヲ附記シ遲滞
 ナク之ヲ農商務大臣ニ届出ツヘシ△

第十三條 前項ノ代用價格ハ國債證券及地方債證券ニ在リテハ時價以下
 ニ其ノ他ノ有價證券ニ在リテハ時價ノ九割以下ニ之ヲ定ムヘ
 シ其ノ有價證券ノ時價カ代用價格ヲ下リタルトキハ遲滞ナク
 之ヲ變更スヘシ△

第十四條 役員選任ノ認可申請書ニハ履歴書ヲ添附スヘシ但シ
 再選ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 取引所ハ毎日相場表ヲ發行スヘシ△
 第二十條 各會員又ハ各取引員ノ賣買高ハ賣買取引ノ種類、物
 件若ハ銘柄及受渡期日ノ區別ニ從ヒ賣付及買付ニ別チ毎日取
 引所之ヲ揭示スヘシ△
 農商務大臣ハ賣買高ノ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ公示チ
 要セサル銘柄若ハ賣買取引ノ種類ヲ指定スルコトアルヘシ△
 第二十一條 取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタル
 トキハ遲滞ナク履歴書ヲ添附シ左ノ事項ヲ申告スヘシ
 一、氏名、住所、職業
 二、報酬
 三、在職期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間
 受渡物件ノ格付ヲ爲ス者選任シタルトキハ取引所ハ遲滞ナク
 其ノ旨ヲ申告スヘシ
 取引所ハ其ノ物件ヲ取引スル取引所ノ會員又ハ取引員ヲシテ
 受渡物件ノ格付ヲ爲サシムルコトヲ得ス△
 第二十二條 取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ農商務大
 臣ニ差出スヘシ
 一、毎月相場表
 二、毎月賣買高表
 三、毎期ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書
 四、毎期末日及現在株主及其ノ持株

第十三條 取引所清算市場ニ於ケル賣買取引ノ標準物ヲ定メタ
 ルトキハ遲滞ナク其ノ一部ヲ農商務大臣ニ差出シ其ノ一部ヲ
 會員又ハ取引員ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ△
 前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル賣買取引ノ受渡期日後六
 箇月ヲ經過スル迄取引所之ヲ保管スヘシ△
 第十四條 取引所ハ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他
 財產保管ノ方法ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
 農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項保管方法ノ變更ヲ命スル
 コトアルヘシ

第十五條 會員又ハ取引員ハ委託手数料率及受託契約準則ヲ定
 メ取引所チ經由シテ農商務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ
 變更セムトスルトキ亦同シ△

第十六條 取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添付スヘシ△
 農商務大臣必要ト認ムルトキハ委託手数料率又ハ受託契約準
 則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ△

第十七條 取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ農商務大臣
 ノ認可ヲ受ケヘシ

第十八條 取引所法第八條及第二十二條ノ規定ニ依ル業務ニ關
 スル細則ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ△

第十九條 賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス△
 取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ毎日市場ニ公示スヘシ△
 取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セザ

五、毎期末日現在取引員又ハ會員表
 第二十三條 左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滞ナク其ノ事項ヲ農
 商務大臣ニ報告スヘシ△
 一、取引所其ノ會員又ハ取引員ニ付取引所法第十一條ノ第二
 二項若ハ第四項又ハ第十五條ノ二第二項ニ掲ケタル事由ア
 リト認メタルトキ
 二、取引所法第十五條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
 三、賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルト
 キ
 四、臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ
 五、有價證券ノ賣買取引ヲ開始中止又ハ廢止シタルトキ
 六、市場ノ立會ヲ停止シ又ハ會員若ハ取引員ノ賣買取引ヲ差
 止メタルトキ
 七、仲裁判斷ヲ爲シタルトキ
 八、役員其ノ任期中ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタ
 ルトキ但シ解職ノ場合ヲ除ク
 九、取引所役員又ハ會員若ハ取引員カ其ノ職務又ハ業務ニ關
 シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ
 十、會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタル
 トキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ
 十一、取引所ノ役員受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ會員若ハ取
 引員カ犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレタルトキ

- 十二、株式會社組織ノ取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ
- 十三、會員カ入退シタルトキ
- 十四、會員又ハ取引員タル會社ノ目的資本金若ハ無限責任社員取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ
- 十五、商議員就任又ハ退任シタルトキ
- 十六、商議員官ニ於テ決議ヲ爲シタルトキ
- 農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

附則

- 第二十四條 本則ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二十五條 明治三十二年農商務省令第十八號、明治三十五年

農商務省令第十一號及明治三十九年農商務省令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス△
 本令施行前ニ農商務大臣ニ差出シタル仲買人免許ノ願書ハ本令ノ規定ニ依リテ差出シタル取引員免許ノ願書ト看做ス△
 本令施行ノ際現ニ身元保證金又ハ實買保證金ノ納入ニ付有價證券ヲ以テ代用セシムル取引所ニ在リテハ其ノ代用價格ハ本令施行後二月内ニ本令ノ規定ニ依リテ變更スヘシ其ノ變更ヲ爲ス迄仍從前ノ例ニ依ル△
 會員又ハ取引員ハ本令施行後二月内ニ第十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ申請スヘシ其ノ認可ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依ル△

◎取引所稅法

(大正十一年四月十九日法律第六十一號取引所稅法中改正) (正十一年四月改正又ハ追加)

- 第一條 取引所ニハ實買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス
- 第二條 取引所ハ毎月ノ實買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ
- 前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス
- 第三條 取引所營業稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ

- 廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ
- 第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス
- 第五條 取引所ニ於ケル實買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ實買各約定金高ニ對シ左ノ利率ニ依リ取引稅ヲ課ス△
- 第一種 地方債證券又ハ社債券ノ實買取引
- 甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スル

- モノ 萬分ノ〇・六
- 乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ實買取引

- 甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・五
- 乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

第三種 商品ノ實買取引

實買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス△

第六條 (削除)△

第七條 國債證券ノ實買取引ニハ取引稅ヲ課セス△

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引稅ヲ課セラルヘキ毎月分ノ實買取引ノ實買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ△
 取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲メ取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ△

第十條 政府ハ取引稅ノ納稅告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ

之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス△

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セザルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ△

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引稅ニ之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引稅ノ納付ニ付保證ノ責任ニ任ス△

取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引稅ヲ納付セザルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得△

第十三條 取引所ハ實買手數料及實買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ實買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ△

第十四條 收稅官更ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ

其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得△

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス△

第十七條 取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス△

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス

第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ノ規定スル賣買取引ニ該當セザルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引稅ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ

税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス△

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税スルニ至ラシメタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ税金貳拾圓未満ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス△

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各條ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス△
一、取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二、賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ
三、收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書第三十九條第二項第四十條第四十一條第四十八條第二項第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十一條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人戶主家族同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス△

第二十二條 北海道府縣市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得

附 則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準ニ算入セス

◎取引所稅法施行規則 (大正十一年八月二十三日 大藏省令第五十一號)

第一條 取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以內ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ

第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條 取引所ハ取引所稅法第二條ニ依リ取引所營業稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準ニ算入セス
明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム△

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ終了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル△

勅令第三百八十九號

大正十一年法律第六十一號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二 支所ヲ設ケル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員トナリタル者ハ其ノ住所氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル所轄稅務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

附 錄

取引所要論

第五條 取引所税法第八條ニ依リ取引税課税標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ

附則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ
本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ
本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル届出ト看做ス

附錄(終)

大正十三年十一月廿五日印刷
大正十三年十一月三十日發行

取引所要論

定價金參圖



著作者

長 滿 欽 司

發行者

東京市神田區中猿樂町二番地
株式會社 巖松堂書店

印刷者

右代表者 波多野重太郎
東京市麴町區紀尾井町三番地
福 王 俊 禎

發兌元

東京市神田區中猿樂町二番地

(電話四谷五九四四番 總發東京六五五六番)

巖松堂書店

販賣店

東京市麴町三區有樂町一丁目

巖松堂書店日比谷賣店

521
124

終

